

□ 電気自動車専用急速充電器の同一敷地内複数契約を可能とする
特別措置の認可について

経済産業省資源エネルギー庁

平成24年3月28日
資源エネルギー庁

経済産業省は、電気自動車専用急速充電器の同一敷地内複数契約を可能とする特別措置の申請について、本日認可いたしましたので、お知らせいたします。当該措置は4月1日以降に適用されることとなります。

1. 電気自動車の普及はグリーンイノベーション推進の観点から重要であるところ、現在の電気自動車の走行能力にも鑑みて、その普及促進には急速充電器の整備が不可欠といえます。
2. 従来、電気需給契約は、同一敷地内においては一つの契約とすることが原則となっていますが、上述のような観点から、急速充電器を設置する場合には、「同一敷地内において複数の電気需給契約が可能となるよう必要な見直しを行う」ことが、「規制・制度改革に係る方針」（平成23年4月8日閣議決定）において示されております。
3. これを踏まえ、本年3月23日に電気事業法施行規則が改正（経済産業省令第十六号）されたところ、約款においても同様の措置を講ずるため、3月26日、電力10社から電気事業法第21条に基づく特例認可の申請があり、これを審査した結果、妥当であると判断したことから、本日認可を行いました。
4. なお、本措置は本年4月1日以降に適用されることとなります。

（本発表資料のお問い合わせ先）

資源エネルギー庁

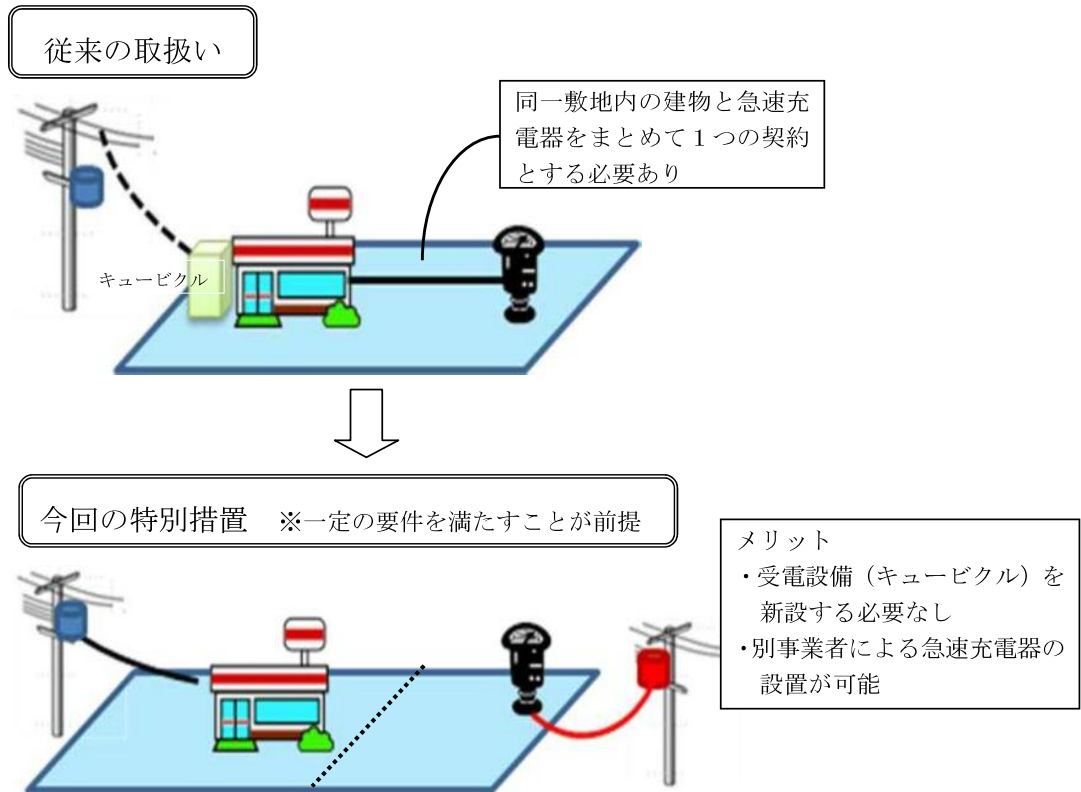
電力・ガス事業部電力市場整備課長 片岡 宏一郎

担当者：迫田、高倉

電話：03-3501-1511（内線 4741～6）

03-3501-1748（直通）

【参考】



※ 一定の要件

- ・保安上の支障がないこと
- ・工事に関する費用は、需要家が負担すること 等